

答 申 第 2 号

平成29年11月8日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

蓬 萊 務 様

兵庫県後期高齢者医療広域連合

情報公開・個人情報保護審査会

会長 力 宗 幸 男



答 申

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、平成29年11月8日付兵後広第564号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

高額医療合算介護予防サービス費相当事業実施にかかる神戸市へのデータ提供について
(条例第8条「提供の制限」に関して)

1 公益上の必要性について

貴広域連合から個人情報(別紙)を神戸市へ外部提供することについては、被保険者による申請書の記載誤りを未然に防止し、また貴広域連合と神戸市から重複して勧奨通知を送付することを防止することによって、高額医療合算介護予防サービス費相当事業における給付業務の適正化に寄与することから、公益に資するものであると認められるので妥当である。

2 提供する個人情報の保護のための必要な措置

提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実に速やかに廃棄する等個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。

高額医療合算介護予防サービス費相当事業実施にかかる神戸市へのデータ提供について
(条例第8条「提供の制限」に関して)

1 提供する個人情報

現在、高額介護合算療養費支給業務に伴い神戸市に提供している「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書情報」ファイル(別紙1)及び「勧奨通知送付対象世帯一覧」ファイル(別紙2)に格納されているデータのうち、以下の項目(以下「本件データ」という。)

(1)「支給申請書件事務負担額証明書交付申請書情報」ファイルより

- ・支給申請書整理番号
- ・被保険者情報(計算期間等)
- ・後期資格情報(被保険者番号、加入期間等)
- ・介護資格情報(被保険者番号、加入期間等)

(2)「勧奨通知送付対象世帯一覧」ファイルより

- ・医療・介護自己負担
- ・支給申請書整理番号

2 提供時期等

平成29年11月以降、毎年度11月頃に前年8月から7月までの間のデータを提供する。

3 提供先

神戸市

4 提供方法

本諮問に対する答申を受け当広域連合が本件データの提供について承諾した後、兵庫県国民健康保険団体連合会保険者専用ネットワークのネットワーク回線を介して行う広域連合電算処理システムのオンライン処理により神戸市に提供している本件データを利用させるものとする。